

定例監査の結果

1 監査の期間

平成31年4月19日から令和元年5月14日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

市民病院事務部 管理課

(2) 対象期間

平成30年4月1日から平成31年2月28日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。

なお、本年度の監査実施方針において、個人情報の適正な管理を重点事項としたことから、ヒアリング形式で関係条例等の理解及び遵守事項等について実査を行った。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

管理課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する理由が不明確なものが散見された他、随意契約の根拠条文の記載がないものが散見された。

(イ) 契約締結伺いにおいて、契約保証金免除の根拠条文の記載がないものがあった他、契約書において、契約保証金免除の条項の記載がないものが散見された。

(ウ) 50万円を超える契約において、予定価格書が封入されていないものがあった。

(エ) 予定価格を決裁しているものが散見された。

(オ) 合理的な理由がないにもかかわらず契約を分割しているものがあった。

(カ) 個人情報の取扱いに関する特記仕様書で定められた作業責任者等及び作業場所の届の提出を受けていないものが散見された。

(キ) 個人情報の取扱いに関する特記仕様書で定められた再委託について、承認の手続きをしていないものがあった。

- (ク) 西尾市民病院医事業務委託契約において、別紙に定める仕様書が添付されておらず、業務内容が明確に示されていないものがあった。
 - (ケ) D P C 請求に向けての様式 1 作成業務委託契約において、業務内容が明確に示されていないものがあった。
 - (コ) 契約締結伺いと契約書で、異なった個人情報取扱特記仕様書を添付しているものがあった。
 - (サ) 監督職員を任命しているにもかかわらず、受託業者に監督職員の通知をしていないものが散見された他、工程表、主任技術者届等の提出を受けていないものがあった。
 - (シ) 契約締結伺いにおいて、複数年度に渡る契約期間及び契約金額としているが、契約書においては、期間を当該年度のみの契約としているものがあった。
 - (ス) 支払遅延利息率が、財務省告示で定められた遅延利息の率に訂正されていないものがあった。
 - (セ) 補正予算見積書提出伺いにおいて、伺いの主たる内容である金額について、訂正しているものがあった。
- イ 公印の使用について、決裁文書を公印保管者に提示せずに使用しているものがあった。公印の重要性を認識し、適正な事務処理をされたい。
- ウ 切手、官製はがき及び収入印紙について、残数と受払簿数の動きが一致しないものがあった。今後このような誤りが発生しないよう、確実な管理体制により、適正な事務処理をされたい。
- エ 寄附採納の決裁について、専決区分誤りがあった。市民病院決裁規程に則った事務処理をされたい。
- オ 個人情報の管理状況において、保有する個人情報について、保有開始届出書を市長に提出しておらず、個人情報ファイル簿を作成していなかった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、条例等を遵守した事務を遂行されたい。